

# 漁業用資材に就て

昭和十四年三月

代謄寫

保證 責任 全國漁業組合聯合會

東京市赤坂區溜池町 一番地

## 總 目 次

- |                       |     |
|-----------------------|-----|
| 一、石 油                 | (六) |
| 二、綿糸及綿糸網              | (三) |
| 三、マニラ麻製品及其他漁具材料類纖維類製品 | (四) |
| 四、漁網染 料               | (一) |
| 五、鐵鋼及び其の製品            | (四) |
| 六、鉛                   | (一) |
| 七、ゴ ム                 | (一) |

## はしらき

我が水産業は國民保健の確立上、將來輸出振興上、極めて重要な産業であることは申すまでもない所であります。従つて之が振不振は直ちに國民體位の向上、國際貿易の改善に影響することは當然の事であります。

今我國漁村の現状を見まするに、事變勃發以來、漁業に關して特殊の技能を有する中堅漁業者の應召に依り漁業労力に甚だしき不足を遂げて居ります。勿論之に對しては、漁村の老幼婦女子の總動員就労や、機關士、漁船乗組員等の速成講習等に依り、鉢後漁村の守りを固めて居りまするが、萬全を期することは困難であります。殊に漁村は農山村の仕事と異なり特殊の技能を必要とする關係上、村の青年團や、國防婦人會や學校の生徒職員等の勤労奉仕などで漁業労力の不足を補ふことは困難でありまする關係上、漁業能率は事變前に比べて著しく低下して居ります。此れに加へて漁村には、農村や都市と異つて事變の影響をうけて非常に困つて居る大きな問題が起つて居ることに注意しなければなりません。

即ち漁業に用ふる資材、例へば漁業用の燃料、繩網、マニラ麻網、南京麻網、染料、鐵製品、鉛、護謨製品。其の他漁具、船具の原材料の大部分が輸入品であると云ふこととから、國策に依る輸入の制限消費の規正、製造の制限、配給の制限又は統制の爲め、品不足となり配給の圓滑を欠き價格の不自然なる高騰に依り、漁業經營に甚だしき困難を來しつゝあると云ふことであります。

今、漁業用品の配給の状況を見るに、漁業用の燃糸の配給不如意の爲め延繩漁業に支障を來したる、釣、針金の配給不足の爲め鮮魚、鹽干魚等の容器を製作することが出來なくなつて、折角漁獲した鮮魚を市場に出荷することが遅れて、思ひがけない損失を被つたり、海苔採取期に護謨靴の配給の不如意の爲め、採取の時期を失つて困つたり、又製造した海苔の包裝用鐵力板の配給不足の爲め出荷も出来ず保管も出来なくなつて、甚だしき損失を來しつゝあるといふ様な事例は枚舉に遑がない程であります。

更に、漁業用物資の價格に就て見るに、事變の影響と云ふよりも寧ろ配給方法の不合理の爲めに漁村では馬鹿に高い品を購入して居る事例は少くないであります。經濟雑誌や、新聞などの物價指數から見るとさほど騰貴して居らないものが、著しく高價で取りされて居る例は少くないのであります。例へば灯油、マシン油が事變前新罐一罐三圓のものが五割値上りの四圓五十錢で更に間取引

は五、六圓であり、輕油は事變前一罐二圓五十錢のものが現在三圓三十錢間相場は四圓以上のものがあり、扣發油や重油は事變前と比べて三割内外の高値取りの上に切符にブレミヤがついて馬鹿高くなり、又紡糸類に就ても事變前に比べて四、五割も高くなり釘、針金は事變前百のものが公定價格で百三〇で實際は品不足と偏在の爲めに更に高く箇取りが行なはれ、鉛は一貫匁一圓四五拾錢のものが五、六圓で取りされ護謨の如き一封度六拾錢内外のものが三圓内外の値でなければ手に入れることが出来ぬと云ふ現状である、これは統制と配給制限の蔭にかくれて不當につり上つた價格であります。尙値段が高いばかりでなく配給の圓滑を欠き更に格下げの原材料を使つて品物を作つたり、製作が杜撰で不良品が現はれたりして漁業經營に甚だしき支障を來して居る現状であります。以上の状況から見て、銚後漁村の重大問題は速かに漁業用資材の配給の圓滑と價格の合理化を圖ると云ふことにあります。昭和拾八年貳拾七日武漢三鎮攻略の日全國漁業組合聯合會が誕生したもの、此の漁村の當面の重大問題解決の爲であります。従つて全漁聯購買部の目標も、漁業用資材の配給の圓滑と合理的價格に依る取引であるのであります。尙全國漁業者中には自分が平素使つて居る漁業用資材の原材料の智識も製品の智識も極めて乏しく無頓着で居ると云ふ現状を見て甚だ遺憾とするところであります。

これが爲めに事變下に於ける漁業者に漁業用資材の認識を深められたい爲めに本書を農林省の資材課や漁政課の後援の下に刊行したのであります。終りにのぞんで本書刊行に關して種々御盡力を得た、農林省資材課長並に課員各位、農林省漁政課長並に課員各位に對し感謝の意を表する次第であります。

昭和十四年三月

保證  
全國漁業組合聯合會

# 石 油

- 一、石油業法 ..... (七)
- 二、燃料國策と代用燃料 ..... (八)
- 三、石油業界の統制 ..... (九)
- 四、石油業の販賣組織 ..... (一〇)
- 五、漁業と石油 ..... (一一)
- 六、製油法 ..... (一二)
- 七、石油製品の規格 ..... (一三)
- 八、揮發油及重油販賣取締規則抜萃 ..... (一四)
- 九、主ナル石油輸入業者及精製業者 ..... (一五)

一、石油業法  
 昭和九年三月二七日附を以て石油業法、同月二六附石油業法施行令、石油業委員會官制及石油業法施行規則が公布された。此時より我國の石油業に對し政府の統制が本格化して來たのである。石油業法に於ける重要な點を擧ぐれば左の如くである。

- 一、許可制度  
 石油精製業又は石油輸入業を營まんとする者は政府の許可を要することとしたのである。
- 二、販賣數量の制當制度  
 石油精製業者又は石油輸入業者は毎年事業計畫を定め政府の認可を受くることを要し政府の認可した販賣割當數量を超えて販賣することが出来ないのである。
- 三、保有義務制度  
 石油精製業者及び石油輸入業者に對し一ヶ年販賣の二分の一を原油又は輸入したる製品を以て當時保有の義務を負はしめたのである。
- 四、其他  
 政府は公益上必要ありと認むるときは石油精製業者又は石油輸入業者に對し石油の販賣價格の變

更、石油供給量確保其他石油の需給を調節する爲必要的な事項を命ずることを得と規定してある  
(石油業法に關する詳細は石油時報社出版の「石油業法」定價三五錢を參照されたい)  
然ばく何故に石油業に對し政府の統制を必要とするかに就き主なる理由左の通りである。

- 一、我國の產出原油を以てしては國內需要の一割にも満たないこと
- 二、石油は國防上の必需品であること
- 三、國防上ののみならず總ての産業に重要な影響を及ぼすこと  
仍而石油業の堅實なる發展を期して國防上、産業上の安全を計らんとするのが石油業法の趣旨である。

## 二、燃料國策と代用燃料

石油業法施行後燃料問題は更に進んで最近は燃料國策と呼ばれて我國燃料の對策が進められてゐる。燃料國策として現時考究されてゐる主なる問題は左の三方法である。

- (一) 國内油田の開發
- (二) 海外石油資源の獲得
- (三) 代用燃料の生産

而して(一)と(二)は大なる期待出来難きに依り現時政府の最も力を入れて居るのは代用燃料の生産である。代用燃料工業の振興のためには人造石油製造事業法及帝國燃料興業株式會社法を制定して國策會社として銳意代用燃料工業の發展を企圖してゐる。

代用燃料を大別して石油を人造的に製造するもの即ち人造石油と石油に代るべき液體燃料に分ける事が出来る。前者は主として石炭を原料とするものであるが油母頁岩や天然ガス、メタンガス等を原料とするものも加へらる。後者即ち石油に代るべき液體燃料としては燃料用無水酒精やメタノール、ベンゾール等を揮發油に混入して使用さす方法とがある。尙從来自動車に揮發油を使用したものを設備を改裝して木炭薪等を以て燃料とするものも廣義に於ける代用燃料と稱する事を得る。以上の代用燃料の中最も重要なは石炭を原料とする代用燃料である。この製法には水素添加法(直接油化法)合成法、低溫乾溜法等がある。然るに此の國策的代用燃料の生産原價が現在相當高價なるため政府が助成を爲す他、市場に於て天然石油の市價を吊上げる必要を感じ政府は石油に對し相當の値上げを容認するを常としてゐる。

従つて人造石油が大量市場に出廻り生産原價が低下して來るまでは石油の價格は大なる低下を來すことが豫想されないのである。

而して政府の計畫では昭和十八年度に於て人造揮發油百萬升以上人造重油百萬升以上の生産を目標として諸計畫を進めて居る。

### 三、石油業界の統制

石油業界にありては前述の石油業法、人造石油製造事業法、石油販賣取締規則等政府の強固なる統制の外に石油業者が協定して自動的に強固な統制をなして居る。我々需要家の立場より見ると政府の統制よりもこの石油業者の自動的統制が如何なる方法と内容を持つものであるかを十分知つて置くことが肝要である。勿論自動的統制であるが故に一定不變のものでなく時と場合に依り相當の變化を生ずるは當然のことである。以下主なるものを順次列記する。

#### 一、重油聯合會

日石、小倉、三井、三菱、早山、旭石油、土井、丸善石油、愛國石油等の内地會社とライ社、ス社、の外油會社に依つて締結されて居る重油の統制機關である。現在の統制状況は陸上大口需要先を相互に登録して業者間で不可侵協定を爲す他海上大口需要先に對しても同様の方法を爲す。販賣手段を協定して違反者を監督する。其他の業務としては各社の毎月割當販賣數量の協定を爲す外漁聯の共同購入に對する最高方針を協議決定する。然し重油聯合會に於ける協定は違反者に嚴重な

罰則なきため未だ完全なる統制とは稱し難きも糾士協定としてある程度の役割を演じて居る。

アウトサイダーとしては日本漁網、林業、大阪礦油、其の他國產小製油所あるもその割合は重油聯合會約九五%アウトサイダー五%位にて殆ど大部分重油聯合會にて統制して居るのである。

#### 二、石油聯合株式會社(石聯)

國產揮發油精製業者の統制機關であつて、自動的統制としては最も高度に發達して居る。ライ社、ス社の外油會社は正式に加盟して居ないがオブザーバーとして協定し實質的に殆ど同一歩調を探つて居る。即ち加盟會社の主なるものは日石、小倉、三菱、三井、早山、愛國、丸善、日ソ等であつて統制事項は左記の通りである。

一、各社が商工省より割當られたる販賣許可數量を持ち寄り更に各社の販賣割當數量を毎月定める  
二、販賣手段の協定をなし各社の販賣數量に對し一定の積立金を爲さしめ違反者に對しては罰金として積立金を沒收する

三、販賣先の協定、月額需要五〇〇〇噸以上の得意先は詳細に登録して相互に不可侵協定を爲して居る。製油會社のみの統制より一步進んで特約店や代理店に對しても此の協定を及ぼし違反者は出荷停止等の制裁を行ふ

四、新規需要先及鐵道等の大口需要者に對して協議して方針を決定する等である。其他揮發油に關する諸問題を取扱ふ以外に石油問題に對する諸問題も協議する、重油聯合會の事務及び國產燈油聯合會なる燈油の統制は石聯一部の仕事を爲して居る。

この石聯こそ石油界の總本部としての仕事を爲して居るのである。

### 三、礦油精製聯合會（礦精聯）

機械油、輕油の統制機關であつて國產製油業者の殆ど全部を加盟者として網羅してゐる。礦精聯の事業として行つて居る主なるものは左記の如くである。

#### 一、格差規定と規格統一

各社の製品につき品質共他の點より一定の格差を定め値段を統制する。マシン油につきては規格統一を爲し、本年一月よりA、B、C、D、の四等級に銘柄を定めこれに依り製品の統一を爲す。

#### 二、毎月各社販賣數量の割當

各製油業者は商工省より許可せられたる販賣割當數量を持ち寄りその月の在庫と市場の相場並に需要見込數量を検討して更に各社のその月の製油及販賣數量の割當を決定する。

#### 三、最低販賣値段の協定

前述の格差と規格統一を基礎として最低販賣値段を協定する。この販賣値段たるや原價を基礎として計算したものでなく需要供給の狀況に依つて定むるのである。品質極度に減退したる場合の値段決定に際しても最も能率悪き製油所原價を基準とされるのである。寧ろこの原價に依る値段決定の前に生産制限を行つて油價の騰貴を計るのが普通である。

礦精聯の從來爲し來れる跡を見るとき市價協定と稱するも一に値上運動に終始し來りたるは遺憾である。

#### 四、罰則

加盟各社は販賣數量一函につき五錢の積立金を爲し、最低販賣値以下に販賣したるものあるときはこの積立金を沒收する所くして規約の強化を計つて居るのである。

礦精聯が加盟者の生産原價の平均を取つて公正妥當なる値段を定むることを希望して止まないのである、尙値段は最低のみ協定するのであつて最高値段を定めないため品不足の際は法外な高値販賣されること屢々である。最高販賣値をも規定し市價の安定を計るやうにすべきであると思料される。

### 四、國產燈油聯合會（國燈聯）

これは現在石聯内の一部の仕事となつて居る加盟會社は日石、小倉、早山、愛國、三菱、新津等國產燈油大量製油會社に依つて結成され事業並に統制方法は揮發油と略同様である。

以上の如く凡ゆる分野に於て自治統制を強化して居ると雖も國家の法に依つて規定されて居るのでなきため、何日變化を生ずるかも知れないものである。各部門が國結して一つの統制機關となる場合も豫想せられ且つ又これ等の機關が解消される場合もあるであろう。然し飽まで自治的機關であるから我々が存在を認めるとは自由である。然し現在實質的に我々に大きな影響を及ぼして居ることは事實であるから一應内情を知悉して置く必要がある。

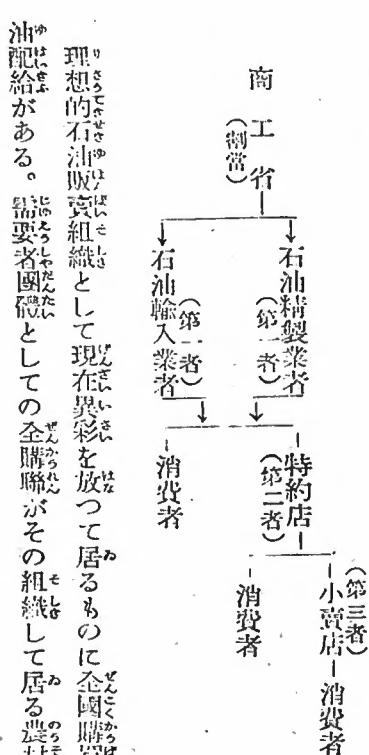
#### 四、石油業と販賣組織

爰には現在の一般販賣組織に就いて述べる先づ石油輸入業者及び石油精製業者に對して商工省は販賣數量の割當を爲す。

これ等輸入並に精製業者は各地に特約店を設けこの特約店に卸賣を爲すのである。この特約店（問屋又は卸賣商と稱す）は更に自己の取引先（小賣商又は大口需要家）に販賣し、小賣商から消費者に賣渡され消費されると云ふ経路を辿るのである。然し乍ら製油所の規模、地方情況及び製品

の種類に依つて販賣組織も多少異つて居る。即ち製油所より直接消費者に販賣されることもあり特約店が小賣事業を行つて居るものもある等必ずしも一定の経路を取るとは云へないのである。成る程昔時交通や通信の不便なる時代にあつては特約店なる販賣機關の存在を必要としたのであるが現時の如く交通や通信機關の完備して來た時代には純然たる特約店の存在は無價値なものである。寧ろ配給の圓滑を期することに就ても消費の實情を知つて居る小賣商と製油會社とが直接連絡を保つ方が便利である。左に一般的な販賣組織につき圖表を掲載して参考に供する。

石油販賣組織



理想的石油販賣組織として現在異彩を放つて居るものに全國購買組合聯合會（全聯會）の農村石油配給がある。需要者團體としての全購買組合がその組織して居る農村產業組合の需要量を取締めて取

引製油所と一ヶ年分配給計畫を定め消費者の立場より配給機構に重要な地位を得て居るのは我々漁業者消費の石油につきても大いに考慮すべき問題である。殊に農村需要の大部分を配給して居る實績を見ても如何に大なる役割を演じつゝあるかを知ることが出来る。

## 五、漁業と石油

漁業の進歩に伴ふ漁船の動力化は著るしきものがある。今や漁業經營にとつて石油は不可缺の資材となつて居る。然も漁業經營費の四割以上を占むる石油の配給の圓滑とその價格は漁業經營上の良否を左右するものである。

石油價格の高低と配給の合理化は漁業者にとつて最大の關心事となるに至つたのである。殊に水産資源に恵まれたる我國の國力充實には天與の漁業につき振興を計るのは當然のことである。されば農林省に於ても漁業振興に努力を拂はれて居るのである。我々漁業者も漁業經營の堅質を期するため購入物資の合理化を計らねばならぬ。

數年前より漁業用燃料油の配給改善が叫ばれて居るのも故なしとしないのである。

然るに石油業界に在りては國防及產業上の觀點より石油業の堅質なる發展を期するため前述の如き行油渠法が施行されて居る。これが爲少數の大資本に依つて石油の精製輸入が獨占されて我々消

費者の立場を顧慮されないのみならず更に特約店との舊債其他正當ならざる理由に依り、石油の配給の合理化が阻止されて居るのである。

漁業用燃料油配給改善が叫ばれて以來國庫の補助金又は自己資金に依り各地に漁業組合タンクの建設を見たるも一、二の場合を除き石油の購入につきては不必要なる特約店を経由せざれば供給を受けられないのが實状である。而して特約店を経由しての不満足な購入にても從來より幾分値段他の點で合理化されたのであるが未だ改善の餘地が大部分残されて居るのである。

現在の石油業は全く營利的に經營されて居る状況にして漁業者の立場を考慮することなく且つ又彼等の目標は、我々と相距たること遠きものたるを思ふとき、如何にしても漁業者自らの組織に於ける石油の自主的配給が行はれる必要がある。

漁業經營の内容に理解を有しその時々の状況に即應する石油の配給が望ましいのである、理想としては是非其石油の輸入から漁船に渡るまでの配給経路が漁業者の團體に於て行はれことが要望されて居る。幸ひにして全國的機關としての全國漁業組合聯合會（以下全漁聯と略稱す）も設立されたのであるがこの漁業組合系統内に於て一切の石油配給が爲されることが望ましいのである。この系統機關が分擔すべき配給経路を圖表とすれば左の如くではなかろうか。

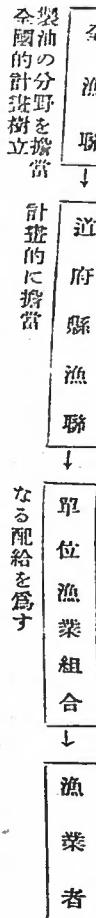
漁業組合系統に於ける石油配給系統

輸入並に

各道府県内の漁組配給を

所屬組合員に圓滑

消費



右に依り單位組合は所屬組合員の需要數量、時期等を取纏め組合員へ圓滑なる配給出来る様道に漁業組合聯合會（以下道府縣漁聯と略稱す）と連絡を取る、道府縣漁聯は所屬組合の報告を取纏め所屬組合への全體的配給計畫を樹立して道府縣内の實情に應じた配給を爲す而して道府縣漁聯としての需要量及その時期を全漁聯に通知する全漁聯は全國の道府縣漁聯より集まりたる石油の需要、配給時期、品質等を集計して輸入、製油の計畫を樹立して輸入時期、月別製油等を指定し尙經濟貿の動向を注視して最も有利なる時期に手配して圓滑なる配給に萬全を期することが最も望ましいのである。

國家的重要產業たる漁業の堅全なる發達を計るため且つ又戰地に多數の兵を送り出して居る銃後漁村經濟の安寧を圖る上に於て凡ゆる經濟部面より漁村を支援すべきは當然のことである。この意味からしても漁業用燃油配給組織に徹底的改革を加ふべきである

## 六、製油法

製油作業は蒸溜と洗滌の二に別れる、原油を徐々に加熱するとその各溫度に對應する沸點を有する石油分が次々と氣化する。之を凝縮器に收め冷却するば液體となる、一定の沸點或は溜出油の比重を標準として受器を變更すれば各種の溜出油分を收めることが出来るこれによつて揮發油分、燈油分重油分等に分溜するのであるこれ等は何れも未洗滌と稱しこれを製品を以て洗滌して製品とする。

蒸溜及洗滌は原油の性質、製品の種類、其他の條件に依り一様ではない。

揮發油は大體溫度四十度一二三〇度間の溜出油を收め之を再蒸溜してその重き部分は燈油とする。燈油は攝氏二〇〇度乃至二七五度内外の溜出分を採り燈油は燈油分に次いて溜出する部分である。右の揮發油、燈油、輕油等を溜出した殘油を以て機械油分を採取しその殘部を重油として製するのである。各製品の出来る割合は原油と製油装置に依つて異なるのである。

尙近はクラッキング装置に依つて從來輕油分とされたる部分が揮發油として製出されてゐる即ち分解揮發油（内地にて黒揮發油として販賣されて居る）がこのクラッキング装置に依りて製油されたものである。

製油順序の一例につき左の圖表参照されたい。

## 七、石油製品の規格

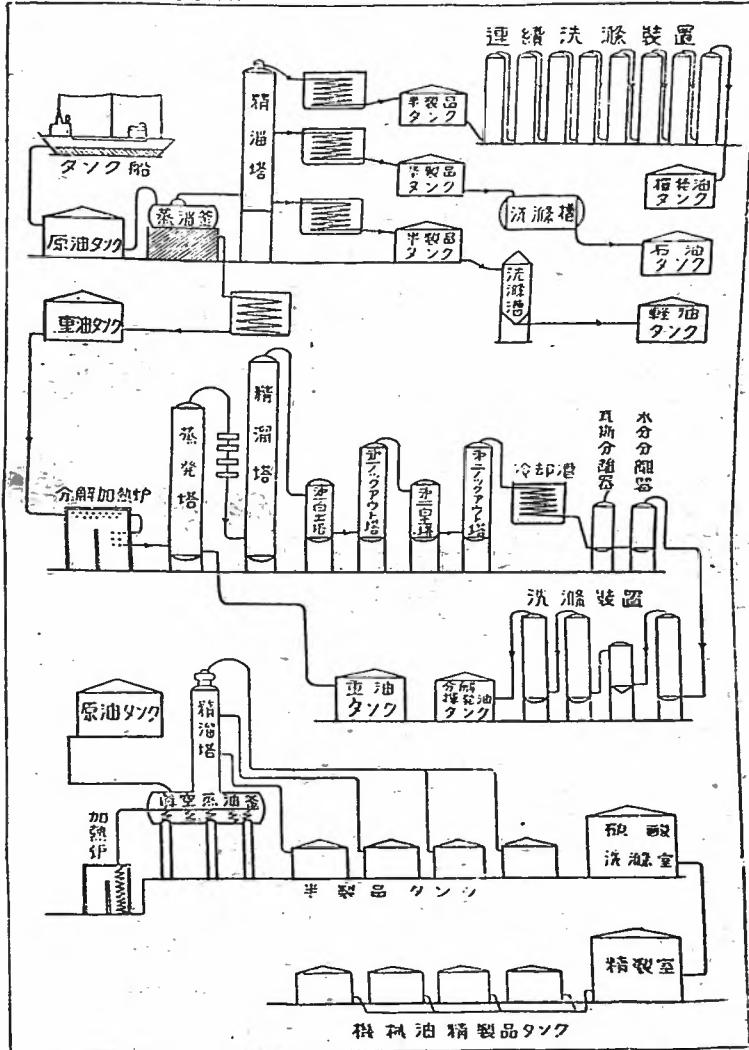
各社製品につき仔細に試験すれば相當の差異は存するのである。然し乍ら順次規格統一の運動が行はれ國產揮發油は赤揮發油と黒揮發油の二種に國產燈油は青、白、茶の三種マシン油はA、B、C、D、の四種となつて居る。而して此等は主として日本標準規格に準じて定められて居るのである。この規格は化學工業協會が多數の委員に依頼して作成し商工省が日本標準規格として發表して居るものである。而して品質上から見るとときはこの日本標準規格は最低保證規格として見ることが必要である。實際は此の規格より良きを普通とするものである。

漁業に關係深き石油製品につき左に日本標準規格を記載して参考とする。

自動車用揮發油（漁船用）第一號乃至第四號の四種に區分す。何れも直溜製品（主として第一號）、二號及び第三號）又は分解製品（主として第四號）にして自動車又は類似の内燃式機關の燃料として適當なる品質を有し、水又は沈澱物を混ぜず、次表の規定に合格することを要す。

自動車用揮發油	第一號	第二號	第三號	第四號
一反應	中	性	中	性
二、分離七〇度(°)迄 の溜出容積	八%以上	四%以上	二%以上	五%以上

## 穀油順序圖解



一〇〇度( $^{\circ}$ )迄の溜出	三〇%以上	二〇%以上	一五%以上	二〇%以上
一五〇度( $^{\circ}$ )迄の溜出	七五%以上	六五%以上	五五%以上	五〇%以上
(減失量ヲ加算シテ)	一九〇度( $^{\circ}$ )以下	二〇五度( $^{\circ}$ )以下	二一五度( $^{\circ}$ )以下	二二五度( $^{\circ}$ )以下
九五%溜出温度				

## 三、腐飾試験

合

格

合

格

格

備考 分解製品又は其混成品は何れも適當なる方法を以て其旨明示するを要す。

燈油 第一號乃至第三號の第三種に區分す、何れも無色乃至淡紫黃色、燈油にして一般石油ランプ用(第一號及び第二號)又は信號燈其他の高引火點を必要とする特殊石油ランプ用(第三號)として適當なる品質を有し、八時間點燈せる時燈芯著るしく燒燬せず且黒煙無きものにして水又は沈澱物を混ぜず、次表の規定に合格する事を要す。

燈油	第一號	第二號	第三號
一、反應	中性	中性	中性
二、引火點	三〇度( $^{\circ}$ )以上	三〇度( $^{\circ}$ )以上	一一〇度( $^{\circ}$ )以上
三、分溜 (九五%溜出温度)	三〇〇度( $^{\circ}$ )以下	三三〇度( $^{\circ}$ )以下	三五〇度( $^{\circ}$ )以下

輕油	第一號	第二號	第三號
四、暴り點	一〇、一五%以下	一〇、一五%以下	一〇度( $^{\circ}$ )以下
五、硫黃分	一〇、一五%以下	一〇、一五%以下	一〇、一〇%以下
六、酸價	一〇、〇五%以下	〇、一〇%以下	
七、引火點	四〇度( $^{\circ}$ )以上	五〇度( $^{\circ}$ )以上	五五度( $^{\circ}$ )以上
八、分溜 (九五%溜出温度)	三五〇度( $^{\circ}$ )以下		
九、腐蝕試験	合格	合格	格

備考 第一號及び第二號は石油機關の燃料に使用せらる。

輕油 第一號乃至第三號の三種に區分す、何れも主として燒玉又は類似の内燃式機關の燃料として適當なる品質を有し水又は沈澱物を混ぜず次表の規定に合格する事を要す。

輕油	第一號	第二號	第三號
一、色相	殆んど無色乃至淡黃色透明	淡黃色乃至赤褐色	褐色乃至黑褐色
二、反應	中性	中性	中性
三、酸價	一	一	一
四、引火點	四〇度( $^{\circ}$ )以上	五〇度( $^{\circ}$ )以上	五五度( $^{\circ}$ )以上
五、分溜 (九五%溜出温度)	三五〇度( $^{\circ}$ )以下		
六、腐蝕試験	合格	合格	格

ディーゼル重油第一號及び第二號に區分す、何れもディーゼル機關の燃料として適當なる品質を有する。

有し噴油装置に障害を及ぼすが如き塵埃其他の夾雜物を混ぜず左表の規定に合格する事を要する。

二四

テ イ ー セ ル 油	第 一 號	第 二 號
中 性	中 性	中 性
一、反 應	中	性
二、引 火 點	六〇度( $^{\circ}$ )以上	六五度( $^{\circ}$ )以上
三、粘 度	三〇度( $^{\circ}$ )に於て	三〇度( $^{\circ}$ )以下
四、凝 固 點	一二〇秒以下	三〇〇秒以下
五、殘留炭素分	四〇一六〇秒	六〇一一〇〇秒
六、灰 分	〇度( $^{\circ}$ )以下	〇度( $^{\circ}$ )以下
七、水 分 (容 量)	三、〇%以下	四、〇%以下
八、硫 黃 分	〇、〇五%以下	〇、一%以下
	一、五%以下	二、〇%以下

冷凍機油  
第一號及び第二號の二種に區分す、何れも淡黃褐色乃至赤褐色澄明の純鎌油にして製  
氷機又は冷凍機の潤滑油として適當なる品質を有し水又は沈澱物を混ぜず、次表の規定に合格する  
事を要す。

冷 凍 機 油	第 一 號	第 二 號
中 性	中 性	中 性
一、反 應	中	性
二、引 火 點	一六〇度( $^{\circ}$ )以上	一七〇度( $^{\circ}$ )以上
三、粘 度	三〇度( $^{\circ}$ )に於て	一三〇一八〇秒
四、凝 固 點	五〇度( $^{\circ}$ )に於て	六〇秒以上
五、抗 乳 化 度	零下三〇度( $^{\circ}$ )以下	七五秒以上
六、油 內 殘 留 水 分	三〇以上	三〇以上
七、腐 蝕 試 驗	二、〇%以下	二、〇%以下
	合 格	合 格

マシン油  
第一號乃至第五號の五種に區分す。何れも淡黃褐色乃至濃赤褐色澄明の純鎌油にして  
一般機械の潤滑油若しくは機関車又は客貨車輛の潤滑油として適當なる品質を有し水又は沈澱物  
を混ぜず、次表の規定に合格する事を要する。

マ シ ン 油	第 一 號	第 二 號	第 三 號	第 四 號	第 五 號
中 性	中 性	中 性	中 性	中 性	中 性
一、反 應	中	中	中	中	中

二、引火點	一〇〇度(°)以上	一〇〇度(°)以下	一〇〇度(°)以上	一〇〇度(°)以上	一〇〇度(°)以上
三、粘度	二五〇秒以下	二五〇秒以下	二五〇秒以下	二五〇秒以下	二五〇秒以下
四、於(°)於(°)於(°)	一〇〇度(°)以下	一〇〇度(°)以下	一〇〇度(°)以下	一〇〇度(°)以下	一〇〇度(°)以下
五、候用	一〇〇度(°)以下	一〇〇度(°)以下	一〇〇度(°)以下	一〇〇度(°)以下	一〇〇度(°)以下
六、候用	一〇〇度(°)以下	一〇〇度(°)以下	一〇〇度(°)以下	一〇〇度(°)以下	一〇〇度(°)以下
七、候用	一〇〇度(°)以下	一〇〇度(°)以下	一〇〇度(°)以下	一〇〇度(°)以下	一〇〇度(°)以下
八、候用	一〇〇度(°)以下	一〇〇度(°)以下	一〇〇度(°)以下	一〇〇度(°)以下	一〇〇度(°)以下
九、候用	一〇〇度(°)以下	一〇〇度(°)以下	一〇〇度(°)以下	一〇〇度(°)以下	一〇〇度(°)以下

備考  
第四號及び第五號はエンジン油と稱する事を得。

### 八、揮發油及重油販賣取締言則抜萃

第一條 本則ニ於テ揮發油トハ攝氏十五度ニ於ケル比重〇、八〇一七ヲ超エザル礦油ヲ重油トハ攝氏十五度ニ於ケル比重〇、八七六二ヲ超ユル黑色、褐色又ハ暗綠色ノ礦油ニシテ不透明ナルモノ  
(コールタールヲ除ク)ヲ謂フ

第二條 挥發油若クハ重油ノ則言業者又ハ石油精製業者ハ購買券(本則ニ依ル消印ノ押捺ナキモノニ限ル)ト引換フルニ非ザレバ揮發油又ハ重油ヲ賣渡スコトヲ得ズ但シ左ニ掲タル場合ハ此ノ限

リニ在ラズ

一、左ノ各號ノニ該當スル揮發油又は重油を賣渡ストキ

イ、御料品

ロ、官廳用品

ハ、軍用品

ニ、本邦ニ派遣セラレタル外國ノ大使、公使其他之ニ準ズベキ使節若ハ領事ノ自用品又ハ在本邦外國大使館、公使館若ハ領事館ノ公用品

ホ、航空機用品

ヘ、船舶安全法ニ依ル近海區域若ハ遠洋區域ヲ航行區域トスル船舶、本則施行地ニ船籍港ヲ有セザル船舶(船籍札規則第一條第一項第一號及第一號ニ掲タル船舶ヲ除ク)又ハ本則施行地ニ住所ヲ有セザル者ノ所有ニ係ル船舶ノ用品

ト、汽船トロール漁業、母船式漁業、汽船捕鯨業、機船底曳網漁業又ハ専ラ漁獵場ヨリ漁獲物若ハ其ノ化製品ヲ運搬スル業務ニ從事スル船舶ニシテ外國港灣ニ出入スルモノノ用品

二、揮發油ヲ一リットル以下賣渡ストキ

### 三、重油ヲ五リツトル以下賣渡ストキ

四、揮發油若ハ重油ノ販賣業者又ハ石油精製業者ニ揮發油又ハ重油ヲ賣渡ストキ

五、天災地變其他已ムヲ得ザル事由アリタルニ因リ購買券ニ依ルコトヲ得ザルトキ

第三條 購買券ハ商工大臣ノ定ムル限度内ニ於テ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同ジ）之ヲ發行ス

第四條 購買券ハ揮發油ニ付テハ一ガロン券、五ガロン券、五リツトル券、十リツトル券、十八リツトル（一罐）券、百リツトル券、一キロリツトル券ノ七種トシ重油ニ付テハ十八リツトル（一罐）券、九十リツトル（五罐）券、百八十リツトル（十罐）券、一キロリツトル券及百キロリツトル券ノ五種トシ各種ニ付赤色及青色ノ別ヲ設ク

第五條 購買券ハ別記様式ニ依ル  
第六條 赤色券ハ揮發油又ハ重油ヲ船舶ニ使用セントスル者ニ、青色券ハ揮發油又ハ重油ヲ船舶以外ニ使用セントスル者ニ之ヲ交付ス

第五條ノ二 地方長官必要ト認ムルトキハ其ノ指定シタル團體ニ購買券ヲ交付スルコトヲ得

第六條 購買券ノ交付ヲ受ケントスル者ハ交付申請書ヲ揮發油又ハ重油ヲ工場又ハ事業場ニ使用セントスル場合ニ於テハ其ノ者ノ住所地ヲ管轄スル地方長官ニ提出スベシ

シ  
ントスル場合ニ於テハ其ノ所在地ヲ、自動車ニ使用セントスル場合ニ於テハ其ノ主タル使用地ヲ船舶ニ於テハ船舶港（漁船並ニ船鑑札規則第一條第一項第一號及第二號ニ掲グル船舶ニ在リテハ其ノ所有者ノ住所地）ヲ、ガソリン機關車、ガソリン動車、ディーゼル機關車又ハディーゼル動車ニ使用セントスル場合ニ於テハ地方鐵道又ハ航道ヲ經營スル者ノ主タル事務所ノ所在地ヲ、其ノ他ノ場合ニ於テハ其ノ者ノ住所地ヲ管轄スル地方長官ニ提出スベシ

前條ノ規定ニ依ル團體ハ交付申請書ヲ其ノ主タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ提出スベシ

前二項ノ購買券交付申請書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一、使用セントスル揮發油又ハ重油ノ數量

二、用途

三、使用設備ノ概要

四、使用豫定期間

五、交付ヲ受ケントスル購買券ノ種類及枚數

六、前回購買券ノ交付ヲ受ケタル年月日並ニ其ノ種類及枚數

第二項ノ場合ニ於テハ前項第一號乃至第四號ニ掲タル事項ハ團體ヲ組織スル者ニ付之ヲ記載シ且團體ヲ組織スル者ノ氏名々稱及住所ヲ記載シタル書面ヲ添付スペシ

## 九、石油輸入業者及精製業者

### (1) 輸入業者

日本石油株式會社 (精製業兼營)

三菱商事株式會社

三井物產株式會社

日ソ石油株式會社

旭石油株式會社

早山石油株式會社

土井石油株式會社

日本漁網船具株式會社

株式會社大阪礦油精製所

(精製業兼營)

合同石油販賣株式會社

日本タンカー株式會社

株式會社吾嬬製鋼所

日米礦油株式會社

日本タンカーライディングサン石油株式會社

スターリングードヴァキューム石油會社

### (2) 精製業者(主ナル者)

日本石油株式會社

小倉石油株式會社

早山石油株式會社

旭石油株式會社

丸善石油株式會社

大日本石油鑛業株式會社

北樺太石油株式會社

三菱石油株式會社

江戸川石油株式會社

東邦石油株式會社

南海石油株式會社

新津石油株式會社

東洋石油株式會社

株式會社大阪礦油精製所

東洋商工石油株式會社

山岸石油株式會社

其他

## 綿糸及綿糸網

### 一、綿 摱 糸

一、材 料	(三四)
二、單 糸	(三四)
三、撚 糸	(三五)
四、綿糸の配給	(三七)

### 二、綿 糸 網

一、網の種類	(四〇)
二、漁網用語	(四一)
三、綿糸網する重要な事項	(四二)
四、綿糸網に關する注意事項	(四七)
五、綿糸の参考	(四八)
六、綿糸網公定最高示標準値段	(四九)

# 一、綿 摨 組

## 一、材 料

棉花（わた）の纖維を紡績して作った綿糸を材料とす。棉花は米國、印度、埃及、支那等に產し我國に於ては殆ど產せず、僅かに朝鮮に於て生産せられるも其の數量は我國全消費の極微少にして問題にならず殆ど全部を輸入に仰がねばならぬ狀態である。米國は世界總產額の六一%を占めて首位にあり、印度の約十五%に次ぎロシア七%支那六%埃及四%である。品質は埃及、米國、印度の約十五%に次ぎロシア、七%支那六%，埃及四%である。品質は埃及、米國、印度の順にして我國の輸入は米綿が首位にして印綿、支那綿埃及綿之に次ぐ、漁網用には米綿、印綿を混合した所謂混綿を材料として製造される。

## （二）單 糸

棉の纖維を必要の太さに集めて紡績したものにして一般に單糸と稱して居る。此の單糸は單に左か右かの一方にのみ撚がかゝつて居り、片糸若くは片撚糸とも呼ばれ織物用及撚糸の材料となるには單糸のみを使用する事は殆どなく、單糸を幾本か合せて撚糸として使用する。

單糸の太さを表はす語を番手又は單に手と稱する、其の標準は或る単位の長さが有する重量に依る。單糸の太さを表はす語を番手又は單に手と稱する、其の標準は或る単位の長さが有する重量に依る。單糸の太さを表はす語を番手又は單に手と稱する、其の標準は或る単位の長さが有する重量に依る。

り定めたもので、是に英國式と佛國式とあり、我國及英、米、獨、伊は英國式を用ひて居る。

英國番手とは八四〇碼の長さを有する單糸の重量が一封度（二二〇匁）あるときは一番手と定めたもので、八四〇碼の十倍の長さで一封度の重量あるときは十番手、百倍の長さで一封度あるときは一〇〇番手と言ふ、故に番手數の大きくなる程糸が細くなるもので二〇番手の糸は一〇番手の糸の半分の太さである。

現在我國の漁網糸は多く二〇番手のものが用ひられ稀に一〇番手三〇番手のものが使用される、釣糸には一〇番手、二〇番手、三〇番手、四〇番手のものが多く使用される。

## （三）撚 糸

漁業用には前述の如く單糸のみを單獨に使用する事は殆どなく單糸を幾本か合せて一定の撚をかけたものを複糸又は合糸と稱し更に數本撚合せて使用する、之を撚糸と呼んで居る。

漁業方面では撚糸の事を一般に綿糸と呼んで居るが單糸を其儘使用しないが爲に使用者側では混合される惧はないが單糸を取扱ふ生産者側は注意を要する、現在では單糸の方を生綿糸或は單に生糸と稱して區別して居る。綿糸の複糸（合糸）は單糸數本を集めて一定の撚をかけたものを一本乃至三本合せて合糸の撚とは反対に撚を掛けたもので二子或は三子を普通とする、合糸の撚

を下撚、合糸を合せて反対に掛ける撚を上撚と呼んで居る。撚糸の太さは單糸の總本數を以て幾本合せと稱するか又は三子合せに依り單糸の總本數を三で割つた數を何號と稱して居る、即ち十二本合せの糸は四號、三〇本合せのものは一〇號である。關西九州方面は一般に本數で呼び關東東北方面は號數で呼ぶ習慣になつて居るが、成可く本數で呼ぶ方が便利である。

鮎延繩は一尋（五尺）の長さを以て呼んで居る、即一尋の重さが六匁あるものを六匁附と云ふ。一般に撚の多い事を堅撚と言ひ少い事を甘撚と言ふ。撚の強い糸は仕上りが硬く耐久力が強い。糸の硬軟は腐敗及水の抵抗に大きな關係があるので取扱者は注意を要す、總じて上撚と下撚とは常に均衡を保つ事が必要である、上撚の過ぎたものは上撚と反対の方向によぢれる傾向を持ち、下撚の甘いものは上撚と同方向によぢれる傾向がある、製品としては上撚の過ぎたものが見栄がよいから生産者は手間を省く爲に下撚を甘く上撚を強くする傾向があるから使用者は特に注意を要す。

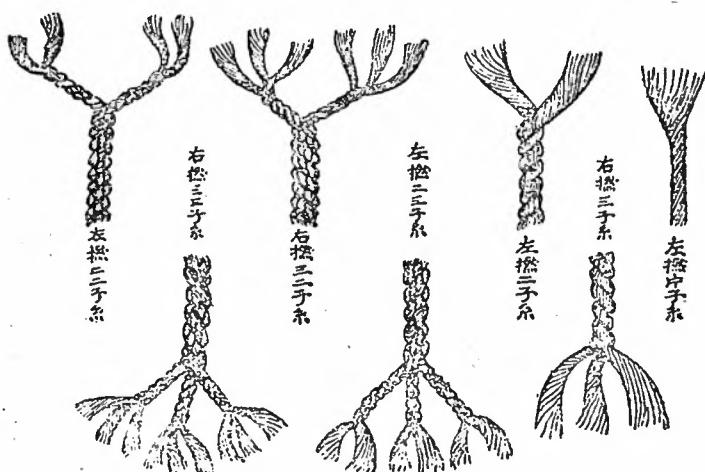
尙どちらかと言へば下撚の強い方が糸の耐久力が強いものである。

尙釣糸は操業に便なる様に色々の撚方をして居るので其の稱へ方を左記に圖示する。

左撚片子糸  
左撚三子糸  
右撚片子糸  
左撚二×二子糸  
右撚二×二子糸  
右撚三×一子糸  
右撚三×三子糸

#### (四) 編糸の配給

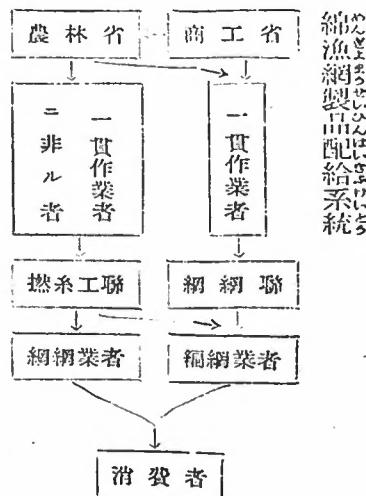
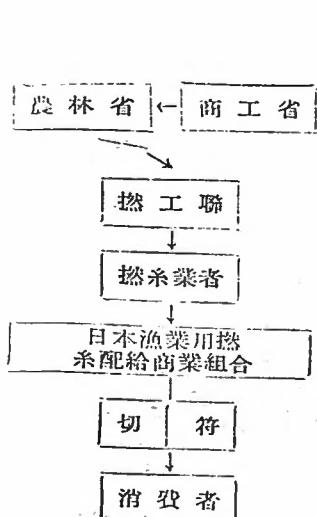
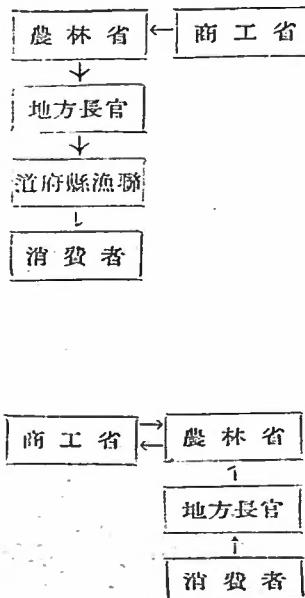
綿撚糸の配給は全國漁業組合聯合會發行の別紙パンフレット記載の通り農林省に於て消費者からの中請に應じ商工省に於て適當の規正を爲したる數量を道府縣に割當て、地方長官が道府縣と消費者に



割當てる。割當配給證明書は道府縣漁業組合聯合會が道府縣に代り發行する。

切符割當徑路

配給申請徑路



綿糸の購入は道府縣漁聯發行する切符とり換に日本漁業用熱糸配給商業組合より販賣するもので製造業者とは直接に取りは出來ない制度になつて居る。撣糸業者が製造する品は總て商業組合を通じなければ販賣する事が出來ない。如斯商業組合に於て獨占的に配給する事になつたので値段は不當に引上げられ製品は低下し且配給は不圓滑になると云ふ洵に不合理な状態となり漁業者のみが不利不便を蒙る事になり時節柄寒心に堪へね事である全漁聯としては現下時局に鑑み之を是正し公正なる立場に於て漁業生産力の維持並に銑後漁村の生活安定を圖る爲に全漁聯系統機關消費の分だけは商業組合を通せず撣糸業者から直接取りの出来る様に機構を變更すべく努力中である。機

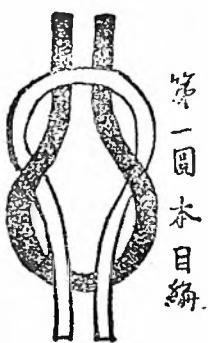
構が變更されれば値段は相當安く配給出來製品は直接監督されるので品質の向上も圖れるし、又配給も迅速に出来る事になる。

尙全漁聯の目標は何としても速かに生産設備を持ち一層優良低廉なる製品を配給するにある事を附言して置く。

## 二、紡糸網

### (一) 網の種類

網は其の構成方法に依り即ち結節の種類に依り數種に分類せられ漁獲物の種類、使用方法及使用場所等に依り夫々適當なる網地が使用されるのであるが今此處に網の種類を略述する事にする。



第一圖 本目網

普通一般に用ひられる編網方法で巾着網其他大部分の網は此の方法に依り編網せられたものである、此の網は蛙又網に比し結節が稍不確質なる爲刺網類に使用する時は結節が移動(ズル)するあり此の點不適當とされて居る。

### (2) 蛙又編



第二圖 蛙又網

第二圖の如く主として刺網類の如く網目に魚類を刺し込んで捕獲する場合結節の移動なき事を必要とする網地に用ふる編網法なり。

### 「備考」

單に網と云ふだけでは本目網なるか蛙又網なるか不明なる故購入に際しては何れなるかを明記すべきである。

### (3) 無結節編

此の網は讀んで字の如く結び目がない編網法で二本の網糸を織り込んで節をなくしたものである。(第三圖)

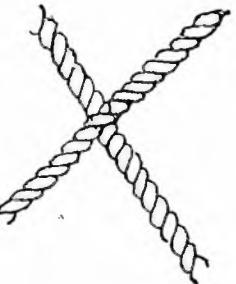
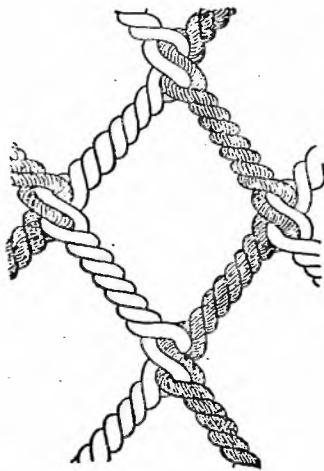
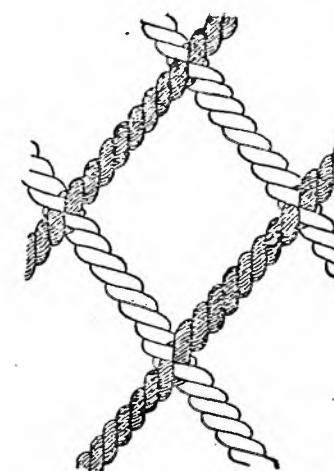
## 四、綫子網(モヂアミ)

極細目の網目の網地は節を造ることなく二十番手綿糸にて経糸を交差せしめて綫成して居る。之を綫子網と云ふ。

此の網地の表示は左例の如く綫糸と縫糸の本數及横巾(普通一尺七寸五分)の間の目數を以て示す。

第三圖 無結節編

六四×九〇經、縫糸六本撫、縫糸四本撫にて一尺七寸五分間に九十目



第四圖

断面圖



るが漁具に構成使用する場合は多少の缺點を有する故未だ充分の聲價をあげ得ない現狀である、然し次第に需量を増加の傾向を示して居る。

## 二、漁網用語

### (1) 掛 (掛け)

網地の幅を表す語にして普通目數を以てし、掛目何程、幾掛目幾目掛、或は單に幾掛と稱して居る、例へば横の目數百のものを掛目百、百目掛及百掛と言ひ、何れも同意義である、何等明示なきときは普通百掛とされて居るが、刺網類の如きは四十掛、十七掛等と區々であるから需要者は注意を要する。

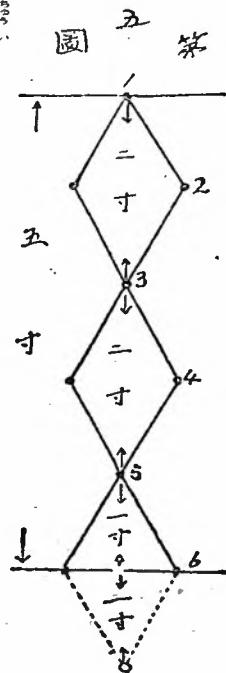
### (2) 目合 (メアイ)

網目の大きさを目合と云ふ、表示する方法に次の如き二方法あり。

### イ、節 (フシ)

比較的小さい網目の大きさ (目合) を表示する方法にして結節其のものを指すのではない

即ち何節と云ふのは曲尺五寸間にある結節の數を言ふのである、例へば六節と言ふ場合は曲尺五寸間に六つの結節のある網を指す、従つて此の場合の大きさは左圖に明かなる如く二寸である。



(注意)

口合は網地をピーンと張つて測るのであるが、右圖は網の目を判り易くする爲に網目を擡げて書いたのである。

「備考」節は次に述べる寸目と同一意義にして何れも網目の大きさの表示方法であるが節は概して小目の網、即ち五、六節（五寸間）以下のものに用ひ、寸目は普通三寸目以上の網目に用ひる。

(口) 寸 目

網の目の間の寸法、即ち三つの節の間隔のことである、故に二寸目と言ふも六節と言ふも同一意義であるが前述の如く普通三寸目以上の網目に用ひる語である。

節數と寸目の關係左の如し

寸	目
3	5.00
3.5	4.00
4.3	3.80
4.	3.30
5.	2.50
6.	2.00
7.	1.66
8.	1.43
9.	1.25
10.	1.11
11.	1.00
12.	.90
13.	.83
14.	.77
15.	.70
16.	.66
17.	.62
18.	.58
19.	.55
20.	.42

(3) 反 (タン)

網は普通百尋を以て一反とする、但し場合に依り五十尋切、四十尋切を以て一反とすることがあるが、何等明示なき時は百尋（曲尺五〇〇尺）を以て一反とする故購入の場合は此の點注意を要す。

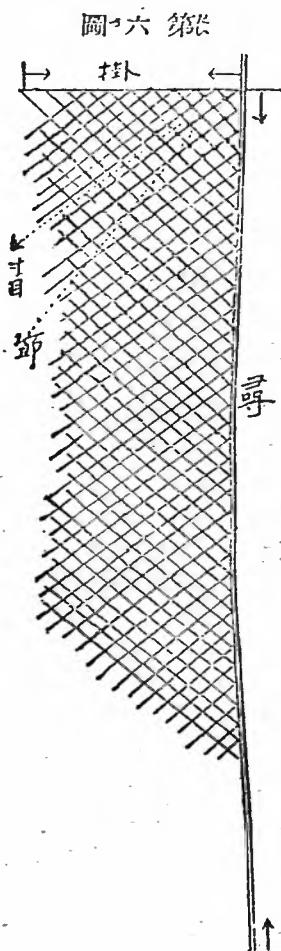
(4) 寻 (ヒロ)

網の長さを表はす語にして曲尺五尺を一尋と云ふ。

(三) 紡糸に關する重要事項

紡糸に關しては前項に於て詳述したるも新糸網構成上重要な故此處で繰返し簡単に説明する。我國漁網用に一般に用ひられる紡糸は二十番手にして之は印紗約八〇%米紗約二〇%を混じて紡

## 掛と尋との關係



網されたるものである、而して同一の二十番手と云つても糸結會社に依り夫々優劣あり從つて網の  
糸質も異なるものである、今糸に關する重要用語を總括して述べる事にしやう。

## (1) 番手

一本の糸(單糸)八四〇碼で一封度あるものを一番手と云ふ。

一本の糸(單糸)八四〇〇碼で一封度あるものを十番手、

一本の糸(單糸)一六八〇〇碼で一封度あるものを二十番手、

即ち番手数多くなるに従つて糸は細くなり尚張力は二十番手糸一本にて一封度の力あり、依つて

會十號糸は三十封度の力がある譯なり、漁業用綿糸は一般に二十番手を使用するも網の用途に依り  
異番手を使用するを以て購入の際は此點明記すべきである。

## (2) 撫

綿糸の撫には左撫と右撫との一種類あるが一般の網地に使用される三子撫の糸は左撫を普通とする、二子撫の糸は右撫を普通とするも稀に左撫が使用される、従つて二子網の値段は左撫が高い  
故に網地注文の際は左撫か、右撫か三子か二子かを明示する必要がある。

## (四) 網明示に關する注意事項

單に網と言つても其の種類多様にして例へば縞網上の相異、糸の太さ及撫の相異、目の大きさ等漁獲物の種類に依り網の種類を異にするものである。

本會に於て地方の漁業組合より配給の申込を受けた場合其の明示方法に不明の點がある爲、如何なる網が全く要領を得ず、問合せの止む無きに至る場合が往々生ずるのである、如斯事は圓滑なるべき配給に多大の支障を來し、相互に不便を感じる故需要者は注文に際し、非次の如き形式に依り  
要求する網を明示すべきである。

蛙文、二十番手、右撚、二子四本、二十八節、百掛、二百尋、  
卽ち、(一) 節の種類 (二) 番手數 (三) 撫 (四) 何子撚及本數 (五) 節數 (又は寸目) (六)

以上七種を以て初めて完全に網を表示し得たと云ふべきであるから、購入者は右の様な形式に依りし種全部を記して注文願ひ度いものである。

(五) 編糸の参考

糸の目方

二十番手、七五本(二五號)一尋は約一匁一分で張力七五封度  
十番手、三六本(二二號)一尋は約一匁一分で張力七五封度  
十番手、一八〇本(3×3撚)一尋は約五匁で張力三六〇封度

番號	目方(匁)
3	14.25
4	19.00
5	23.75
6	28.50
7	33.25
8	38.00
9	44.75
10	47.50
11	52.25
12	57.00
13	61.75
14	66.50
15	71.25
16	76.00
17	80.75
18	85.50
19	90.25
20	95.00
25	118.75
30	142.50

張力

太さ

マニラトワイン  
一、二匁  
一、三匁  
一、四匁  
(コールター染)  
三七二匁  
(カツチ染)  
三九二匁  
(タール染)  
二八九匁

南京糸

乾燥張力の同じもの  
染綱として使用の場合同じ力のもの

以上各四寸目素地  
一尋の目方

三五本  
一三〇匁  
七五匁  
一、二  
一、三  
一、四  
一、五  
一、六  
一、七  
一、八  
一、九  
一、十  
一、十一  
一、十二  
一、十三  
一、十四  
一、十五  
一、十六  
一、十七  
一、十八  
一、十九  
一、二十  
一、二十一  
一、二十二  
一、二十三  
一、二十四  
一、二十五  
一、二十六  
一、二十七  
一、二十八  
一、二十九  
一、三十  
一、三十一  
一、三十二  
一、三十三  
一、三十四  
一、三十五  
一、三十六  
一、三十七  
一、三十八  
一、三十九  
一、四十  
一、四十一  
一、四十二  
一、四十三  
一、四十四  
一、四十五  
一、四十六  
一、四十七  
一、四十八  
一、四十九  
一、五十  
一、五十一  
一、五十二  
一、五十三  
一、五十四  
一、五十五  
一、五十六  
一、五十七  
一、五十八  
一、五十九  
一、六十  
一、六十一  
一、六十二  
一、六十三  
一、六十四  
一、六十五  
一、六十六  
一、六十七  
一、六十八  
一、六十九  
一、七十  
一、七十一  
一、七十二  
一、七十三  
一、七十四  
一、七十五  
一、七十六  
一、七十七  
一、七十八  
一、七十九  
一、八十  
一、八十一  
一、八十二  
一、八十三  
一、八十四  
一、八十五  
一、八十六  
一、八十七  
一、八十八  
一、八十九  
一、九十  
一、九十一  
一、九十二  
一、九十三  
一、九十四  
一、九十五  
一、九十六  
一、九十七  
一、九十八  
一、九十九  
一、一百

(六) 編糸網公定最高標準値段  
公定最高標準値段

(綿糸網)

二號	九節	三一・八〇	十二節	二三・二〇	十四節	二四・七〇	十八節	二七・八〇
三號	九節	三〇・三〇	二十節	三八・七〇	二十五節	三二・五〇	十二節	二三・一〇
五號	六節	二九・六〇	六節	三一・五〇	六節	三一・五〇	十二節	二三・一〇
六號	六節	四三・九〇	六節	四二・〇〇	六節	四二・〇〇	十二節	二三・一〇
七號	六〇・九〇	五九・〇〇	六〇・九〇	五九・〇〇	六〇・九〇	五九・〇〇	六〇・九〇	五九・〇〇
十號	十節	八二・三〇	十節	八二・三〇	十節	八二・三〇	十節	八二・三〇
九號	四一・四〇	九〇・五〇	十二節	九〇・五〇	十二節	九〇・五〇	十二節	九〇・五〇

三寸目	八四・三〇	五節	八八・二〇	七節	九七・五〇
三寸目	一〇二・八〇	五節	九七・二〇	六節	一〇六・八〇
三寸目	一一七・六〇	六節	一〇六・五〇	六節	一一二・五〇
一四六・七〇					

## マニラ麻製品及其他漁具材料纖維類製品

(一) マニラ麻製品					
(イ) マニラ麻について					
(ロ) マニラトシギン	(五)				
(ハ) マニラ漁網	(古)				
(ニ) マニラ岩糸及樹糸	(セ)				
(ホ) マニラロープ	(三)				
(ヘ) マニラストランド	(三)				
(ト) マニラ延繩	(老)				
(二) 南京麻製品					
(イ) 南京麻について					
(ロ) 南京麻糸	(老)				
(ハ) 南京ロープ	(大)				
(ニ) 南京麻漁網	(大)				
(ホ) ラミニー網糸	(丸)				
(ヘ) ラミニー糸の相場	(丸)				
(ト) 榛褐網及パーム・ロープ	(丸)				
(チ) コイルヤーン	(丸)				
(三) ワイヤーロープ	(丸)				